

**春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂  
支援業務委託公募型プロポーザル実施要領**

**令和8年**

**春日部市 公共施設事業調整課**

## 1 趣旨

春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務について、事業者による業務委託をするにあたり、その事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。契約にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とする。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名

春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 17 日（金）まで

### (3) 業務内容

春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行場所

春日部市中央七丁目 2 番地 1 公共施設事業調整課

### (5) 予定価格

19,899 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (6) 支払い条件

業務完了検査に合格した後に一括払い（2 カ年分一括）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、春日部市契約規則（平成 17 年規則第 126 号）を遵守した上で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 参加資格要件

- ア 令和 7・8 年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿のその他の業務（集計・調査・企画研究・計画策定業務）に登録がある。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者である。
- ウ 春日部市契約規則（平成 17 年規則第 126 号）第 15 条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者である。
- エ 告示日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者である。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てがされている者でない。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でない。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- キ 告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている期間がない。
- ク 提出された書類の記載事項が虚偽でない。

ケ 過去10年間（平成28年度以降）において、本業務と同種の業務に携わり、完遂した実績がある。

同種業務：公共施設等総合管理計画（行動計画）

：個別施設計画（インフラ系個別施設計画を除く。）

コ 配置を予定する現場責任者、技術管理者又は主たる担当技術者のいずれかは、ケに示した業務への経験を有する。

サ 複数の事業者による共同参加ではない。

#### (2) 参加資格の喪失

本業務の公告日から候補者選定までの期間に、参加事業者が参加資格要件を欠くこととなった場合は、参加資格を取り消す。

## 4 スケジュール

	項目	期間または期限等
1	公告	令和8年5月18日（月）
2	実施要領等の配布	令和8年5月18日（月）
3	質問の受付期間（電子メール）	令和8年5月18日（月）午前9時から 令和8年5月27日（水）午後5時15分（必着）
4	質問の回答（市公式ホームページ）	令和8年6月3日（水）
5	参加表明書・企画提案書等の受付期間（電子メール）	令和8年6月4日（木）午前9時から 令和8年6月15日（月）午後5時15分（必着）
6	参加資格等の確認	令和8年6月16日（火）
7	参加資格等の確認結果通知（電子メール） プレゼンテーション審査実施通知（電子メール）	令和8年6月18日（木）
8	プレゼンテーション審査	令和8年6月30日（火） ※予備日：令和8年7月1日（水）
9	最終審査結果通知	令和8年7月2日（木）
10	契約締結・公表	令和8年7月中旬以降

## 5 実施要領等の配布

#### (1) 配布期間

令和8年5月18日（月）から

#### (2) 配布場所

市公式ホームページ

#### (3) 配布資料

ア 春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務委託仕様書

ウ 春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂方針

## 6 参加申込の手続き等

### (1) 質問の受付・回答

質問等がある場合は、次により行うものとする。

#### ア 提出書類

質問書（様式1）

#### イ 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時15分（必着）

#### ウ 提出方法

電子メールで提出するとともに、受付時間内に事務局へ必ず受信確認の電話を行う。提出にあたっては、件名及びファイル名を「質問書\_【会社名】」とする。

#### エ 受領確認

提出書類を受領後、事業者あて受領確認メールを送付する。

#### オ 回答方法

令和8年度6月3日（水）に市公式ホームページに掲載する。

#### カ 注意事項

- ① プロポーザルに関する説明会等は開催しない。
- ② 本提案競技に関して、質問の受付期間を過ぎた問い合わせには回答しない。
- ③ 質問を行った事業者に関する情報は公表しない。
- ④ 質問に対する回答に補足説明等を掲載する必要があるため、質問及び質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。
- ⑤ 質問数は必要最小限に絞ること。

### (2) 参加表明書・企画提案書等の提出

仕様書等の内容を踏まえ、以下のとおり提出すること。

#### ア 提出書類

4ページの提出書類一覧表のとおり

#### イ 提出期間

令和8年6月4日（木）午前9時から令和8年6月15日（月）午後5時15分（必着）

#### ウ 提出方法

電子メールで提出するとともに、受付時間内に事務局へ必ず受信確認の電話を行う。提出にあたっては、PDF形式とし、ZIPファイルにとりまとめた上、件名及びファイル名を「参加表明書・企画提案書等\_【会社名】」とする。※5MBを超える場合は、ファイルを分割して送付するか事業者が契約するセキュリティが確保されたオンラインストレージを利用すること。ストレージの利用にあたってはパスワードを設定し、パスワードは別メールにて送付すること。

#### エ 受領確認

提出書類の内容及び、参加資格要件の確認を行った後、事業者あて受領確認メールを送付する。

提出書類一覧表	
1	参加表明書（様式2）
2	会社概要書（任意様式）パンフレット可。
3	同種業務実績等調書（様式3）
4	<p>業務実施体制調書（様式4）</p> <p>（1）参加申込書の提出後は、原則として予定担当者の変更は認めない。ただし予定担当者の死亡、解雇等のやむをえない場合に限り、従前の担当者と同様以上の者であると発注者の了解を得た場合は、担当者の変更を行うことができることとする。</p>
5	予定技術者等の経歴等（様式5）
6	<p>企画提案書（任意様式）</p> <p>（1）表紙と目次を含めた25枚以内とする。</p> <p>（2）PDF形式とし、資料の画面比率は16:9で統一してください。</p> <p>（3）必須項目</p> <p>ア 業務実施方針（コンセプト） 春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務に対する基本的な考え方（アプローチ・理念）を記載する。</p> <p>イ 業務理解・課題認識 本業務の目的を踏まえ、本市の現状を把握し課題を具体的に記載する。</p> <p>ウ 業務計画及び作業スケジュール 委託期間内における全体工程、主要作業の進め方を記載すること。あわせて、本市が実施する春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会、市民説明会、庁内会議等との連携方法を記載する。</p> <p>エ 改訂の方針 課題を踏まえて、実行性の高い計画改訂を行うために計画に取り入れるべき事項や手法等と計画書の基本構成（章立て）を記載する。</p> <p>オ 計画書の分かりやすさ 計画書のレイアウト、図表・写真の活用方針等、分かりやすい計画書とするための方針を記載する。</p> <p>カ 独自提案 アからオで提案した内容の他に、春日部市公共施設マネジメント基本計画改訂支援業務を遂行する上で貴社の持つノウハウやサービスについて記載する。あわせて、市の事務軽減等、有益な提案があれば記載する。</p>
7	<p>参考見積書・内訳書（任意様式）</p> <p>（1）消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を明記する。</p> <p>（2）作業項目ごとに分けた内訳書を添付する。</p> <p>※参考見積書・内訳書は、プロポーザル実施のための書類であるため、契約予定事業者となり、契約を締結する際に協議の上、見積書と内訳書の提出を改めて求める。</p>

### (3) 注意事項

- ア プロポーザルの提出に要する費用は、全額事業者の負担とする。
- イ 提出書類に虚偽の記載をした場合、当該プロポーザルを無効とし、以後書類の提出は受け付けない。
- ウ 提出された書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- エ 提出された書類の内容について電話等で問合せをする場合がある。
- オ 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

## 7 選定方法

契約予定事業者の選定は、参加表明書・企画提案書等の提出を受け、参加資格等の確認ができた者を対象に内容の審査を行い、その結果、総合的に最も優れた内容であると認められた者を選定する。

### (1) 参加資格等の確認 令和8年6月16日(火)

- ア 参加資格要件及び適格要件を満たしているか否かを審査する。

#### 適格要件

- ① 見積額が予定価格以下である。
- ② 参加申込書が期限内の提出である。

- イ 参加資格等の確認結果は、確認後、速やかに事業者あてにメールにて通知する。あわせて、プレゼンテーション審査の実施日時等を通知する。

### (2) プレゼンテーション審査 令和8年6月30日(火) (予備日：令和8年7月1日(水))

- ア 参加資格等を満たした事業者によるプレゼンテーション審査を実施する。なお、事業者が1者のみの場合でも、プレゼンテーション審査を実施する。

- イ 説明には事前に提出した企画提案書のみを使用すること。追加資料は禁止する。

- ウ プレゼンテーションは、提案説明等30分以内、質疑応答15分以内の計45分以内を予定している。

- エ プレゼンテーションの出席者は、4名以内とする。プレゼンテーションは、本委託業務に従事する現場責任者、技術管理者又は主たる担当技術者が行うこととする。

- オ スクリーン、プロジェクター及び、パソコンは市で用意する。なお、パソコンには事前に提出された企画提案書のデータ(PDF形式)が保存してあるので、事業者はそのパソコンを用いてプレゼンテーションを行う。

- カ 契約予定事業者を1者決定する。決定にあたっては、プレゼンテーション審査委員の評価合計点が6割を超えていることを条件とし、合計点が最も高かった事業者を契約予定事業者とする。なお、条件を満たす事業者のうち次に評価合計点が高い事業者を、次点契約予定事業者とする。

- キ プレゼンテーション審査の選考結果は、審査後、速やかにメールにて通知する。

- ク プレゼンテーション審査の実施順は、参加表明書・企画提案書等の提出順とし、6者以上の場合、6番以降のプレゼンテーションを予備日の令和8年7月1日(水)に実施する。

(3) 審査方法について

ア 参加資格等の確認

No.	区分	確認項目
1	参加 資格 要件	令和7・8年度春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿のその他の業務（集計・調査・企画研究・計画策定業務）に登録がある。
2		地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者である。
3		春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けていない者である。
4		告示日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者である。
5		会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがされている者でない。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
6		民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でない。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
7		告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外を受けている期間がない。
8		提出された書類の記載事項が虚偽でない。
9		過去10年間に於いて、本業務と同種の業務に携わり、完遂した実績がある。 同種業務：公共施設等総合管理計画（行動計画） ：個別施設計画（インフラ系個別施設計画を除く）
10		配置を予定する現場責任者、技術管理者又は主たる担当技術者のいずれかは、9に示した業務への経験を有する。
11		複数の事業者による共同参加ではない。
12	適格	見積額が予定価格以下である。
13	要件	参加申込書が期限内の提出である。

イ プレゼンテーション審査

区分	No.	評価項目	評価の観点	配点
企画 提案 評価	1	業務実施方針 (コンセプト)	・策定方針、他市の傾向や社会情勢等を踏まえ、効果的で実行性のある計画づくりが期待できる方針となっているか。	10
	2	業務理解 課題認識	・策定方針、仕様書、本業務の目的を理解した上で、現状を把握し、市が直面している課題が示されているか。	15
	3	業務計画及び作業スケジュール	・委託期間内における業務を遂行するための作業工程が設定されているか。 ・仕様書を踏まえて、実行可能な業務工程が設定されているか。また進捗に遅れが生じた場合の対応策を検討しているか。 ・本市が実施する春日部市公共施設マネジメント基本計画審議会、市民説明会、庁内会議等と連携が図れているか。	20
	4	改訂の方針	・課題を踏まえて、課題の解決に向けて計画に取り入れるべき事項や手法が提案されているか。 ・未策定の個別施設計画の基盤となるような手法が提案されているか。 ・計画書の基本構成（章立て）が提案され、計画の構成として適切な内容となっているか。	20
	5	計画書の分かりやすさ	・計画書のレイアウト、図表・写真の活用方針等、分かりやすい計画書とするための方針となっているか。	20
	6	独自提案	・仕様書に明記のない内容も含め、有益なアイデアや提案が示されているか。	20
	7	プレゼンテーション	・説明や質問に対する回答が明確でわかりやすく、専門知識が十分で、技術的説明が理解しやすいか。また、業務遂行に対する取組意欲が感じられるか。	10
書類 評価	8	業務実績	・他自治体等における同種又は類似業務の十分な実績があり、本業務を適切に遂行できる能力を有しているか。	10
	9	業務体制	・本業務を適切に遂行できる業務実施体制がとられているか。	10
	10	実務経験	・本業務に配置される技術者等は、十分な経験、実績を有しているか。 ・業務に適した資格者が配置されているか。	10
	11	見積金額	・見積金額の比較により評価 評価点＝配点（5点）×（最低見積価格÷見積価格）	5
評価合計				150

※評価基準表

評価	基準	採点方法
5	優れている	配点×1.0
4	やや優れている	配点×0.8
3	標準	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2

(4) その他

審査は非公開とする。また、選考内容及び選考結果に対する異議申立ては一切受付けない。

## 8 契約の締結

- (1) 最終審査結果通知後、契約予定事業者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに当該業務の契約を締結する。ただし、契約予定事業者が参加資格要件を満たさないと判明した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、次点契約予定事業者と交渉するものとする。
- (2) 参加事業者が1者のみの場合でも、審査の結果、適格と判断された場合は契約を締結する。
- (3) 契約の締結後は、市公式ホームページにより公表する。

## 9 参加事業者（提案者）の失格

本プロポーザルの参加事業者が下記の要件に該当することが判明した場合、判明した時点で当該事業者を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (4) 参考見積額が予定価格を超えている場合
- (5) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等、市が失格であると認めた場合

## 10 その他留意事項

- (1) 質問書及び企画提案書等の作成、提出に関する費用は事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、当業務委託の審査以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された書類等は、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）に基づき、公開する場合がある。
- (4) プレゼンテーション審査の評価合計点については、最終審査結果通知後、参加事業者の当事者にのみ開示する。評価合計点の開示は、公共施設事業調整課窓口にて行う。本人確認のため、社

員証若しくは名刺等を掲示する。本人確認ができ次第、プレゼンテーション審査評価表（様式6）の写しを交付する。

問合せ・連絡先（事務局）

春日部市役所 総合政策部 公共施設事業調整課 公共施設マネジメント担当

所在地：〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 第二庁舎5階

電話：048-736-1452（直通）

URL：<https://www.city.kasukabe.lg.jp>

メール：[kokyo@city.kasukabe.lg.jp](mailto:kokyo@city.kasukabe.lg.jp)